



青労発総0510第5号
平成29年5月10日

一般社団法人青森県建設業協会長 殿

青森労働局長



労働保険料の適正な納付について（協力依頼）

労働行政の推進につきましては、平素から格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働者災害補償保険及び雇用保険との総称である労働保険の健全な運営に当たっては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づき事業主が納付する労働保険料によるところ、青森労働局では全国的にみても労働保険料の収納率が低い状況にあり、再三の督促、納付督促にもかかわらず誠意なく納付を怠っている事業主が存在しています。また、労働保険料を滞納していた事業主が当該期間中に労働災害等を発生させたため、労働者災害補償保険法に基づく費用徴収制度により保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収する事案も発生しています。

労働保険制度は、それ自体が労働者のセーフティネットであるとともに、労働行政における各種施策を推進する財政基盤となるものです。このため、労働保険料の自主納付の促進を図りつつ、自主納付がない事業主に対しては強制執行等、厳正に対応することとしています。

つきましては、労働保険料の適正な納付に関して、会員事業場及び関連事業場に対する周知方、御協力いただきますようお願いいたします。

担当

青森労働局 総務部 労働保険徴収室

〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎5階

電話番号 017(734)4145

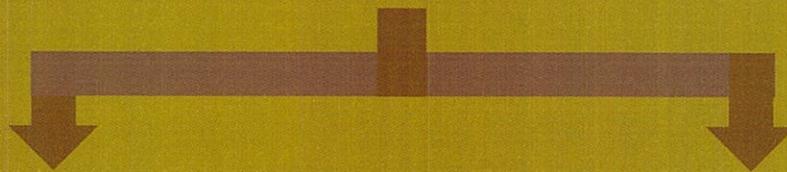
労働保険の加入手続きと保険料の納付は 事業主の義務です

労働保険とは

労働者災害補償保険（一般的に「労災保険」といいます）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、政府が管掌する強制保険制度で、農林水産の一部の事業を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は加入手続きを行い、保険料申告書に基づき労働保険料を納付しなければなりません。

なお、労災保険と雇用保険を一元的に取り扱う労働保険の加入手続きは労働基準監督署となりますが、事業の内容により労災保険（労働基準監督署）と雇用保険（公共職業安定所）のそれぞれで加入手続きの必要が場合もあります。



労災保険とは

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷又は死亡した場合など被災労働者又は遺族の方を保護するために必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など労働者の福祉の増進を図るための事業なども行っています。

労働災害等が発生した場合は直ちに労働基準監督署に相談しましょう。

雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な保険給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発や向上を図るための事業なども行っています。

失業した場合など公共職業安定所へ相談しましょう。

労働保険制度の概要について

1 労働保険料の負担

労働保険料は労働者に支払う賃金総額に保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じた額となりますが、そのうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方で負担することになっています。

2 労働保険の年度更新

労働保険の保険料は、その年度における申告の際に概算で申告及び納付し、翌年度の申告の際に確定申告により清算を行い、当年度の概算保険料を併せて申告及び納付することとなります。これを「年度更新」といい、法定の申告期限内に青森労働局、各労働基準監督署及び各金融機関で手続きを行う必要があります。

3 労働保険未加入又は労働保険料滞納の場合

当該期間中に労働災害等が発生した場合は、遡って労働保険料を徴収するほか、保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになります。

4 労働保険料の納付

一般的に所定の納付書で金融機関へ納付することになりますが、青森労働局又は各労働基準監督署でも手続きすることができます。

また、口座を開設している金融機関において口座振替により納付いただくことも可能です。

5 労働保険の適用事業場の確認

事業主が労働保険の加入手続きを行っているか否かをインターネット上で検索できます。

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_1a.htm

6 労働保険料の納付状況の証明

領収証書を紛失した事業主の方などに対して、青森労働局において、所定の手続きにより証明書を交付しています。

7 一般拠出金

現在「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、石綿健康被害者の救済費用に充てるため事業主の皆様に御負担をお願いしています。

青森労働局 総務部 労働保険徴収室

〒030-8558 青森市新町二丁目4-25 青森合同庁舎5階 Tel 017-734-4145